

伝言票を書く前に

(動物をゆずりたい方に読んでいただきたい2つのこと)

1. 譲渡に関するトラブルが増加しています。

- ケース1.** 高齢者に子猫を譲渡したところ、数年後、譲り受けた老夫婦が病気による入院で飼えなくなり、引取る、引取らないでトラブルになった。
- ケース2.** 譲り受けた人が連絡先や住所を明らかにしなかったが、気にせず譲渡したところ、後日、販売目的の業者であることが判明し、トラブルになった。
- ケース3.** マンション住まいの家族に小型犬を譲渡したところ、吠え声の苦情があり、犬を返したいとの相談を受けることになってしまった。

2. 譲渡の申し込みがあったら

- 1) 高齢者世帯の場合、世話を頼める後見人がいます。
ペットは長生きです (犬: 12~20年、猫: 15~20年)。
- 2) 譲渡後のペットに関する情報交換が可能です (互いの連絡先の明示)。
ペットの性格、クセ、近況など、新しい飼い主と気軽に連絡できるお付き合いを目指してください。
- 3) ペットが飼える住宅環境です (猫の場合、室内飼養が可能)。
ペットを引き渡す場合、新しい飼い主さんのお宅へ伺う方法をとれば、譲渡後の飼育環境を確認できます。
- 4) 家族全員の同意があります (動物アレルギーの家族はいません)。
ペットを飼った経験のない家族で、「子どもが飼いたいと言っているので」という場合は、親に負担がかかり長く飼えない例が多いようです。
- 5) 犬の場合、登録事項の変更と毎年の狂犬病予防注射を実施し、鑑札と注射済票を装着します。
鑑札と注射済票を首輪に装着することは、飼い主明示でもあり、逸走時や災害発生時にも役立ちます。



などを確認しておくことでトラブルの発生防止につながります。

あなたの大切なペットが、これまでと同じように、家族の一員として幸せに暮らしていくためのひと手間 (確認していただきたいこと) とお考えください。